

日本港湾経済学会名誉会員規程

第1章 目 的

この規定は、日本港湾経済学会の会員のうち、名誉会員となることのできる者について定める。

第2章 名誉会員となることのできる者

日本港湾経済学会の会員として在籍し既に80歳を超えることになった者。

- 2 日本港湾経済学会の会員として在籍し、80歳には達していないが、名誉会員となることを希望する者で理事会が承認する者。
- 3 その他、名誉会員となることが適当であると理事会が認める者。

第3章 名誉会員証

名誉会員として理事会が承認した者については、名誉会員証を交付する。

第4章 名誉会員の特典と義務

日本港湾経済学会会則第25条（会費）の規定による会費の納入を要しない。

- 2 前項を除く他、会員としての権利および義務等一切については個人会員に準ずる。

付 則

本規程は、1992年10月2日より施行する。